



従属上場会社における少数株主保護の 在り方等に関する研究会（第2期） 第2回 東証説明資料

Exchange & beyond

東京証券取引所 上場部

2023年3月22日

ご議論いただきたい事項



- 前回の情報開示に関する議論を踏まえ、次頁以降に記載した、情報開示充実の方向性や開示を充実させる内容について、ご意見をいただきたい。

【ご議論いただきたい事項の一覧】

- 情報開示充実の方向性
- 開示を充実させる内容
 - グループ経営に関する考え方・方針等
 - 独立性確保や少数株主保護の考え方・施策等
 - その他の関係会社／関連会社への情報開示の拡張
 - 非上場親会社・個人の支配株主を有する場合の開示

情報開示充実の方向性



東証における情報開示枠組み

| | 上場子会社を有する上場会社 (上場親会社) | 親会社を有する上場会社 (上場子会社) |
|------------------------|----------------------------------|--|
| グループ経営の考え方・方針 | ○ ・ グループ経営に関する考え方及び方針 | △ ・ (親会社の) グループ経営に関する考え方及び方針 |
| グループ内での位置付け・意義 | ○ ・ 上場子会社を有する意義 | |
| 独立性確保や少数株主保護の考え方・施策・方策 | ○ ・ 上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策 | ○ ・ 親会社からの独立性確保に関する考え方及び施策 ・ 支配株主との取引等を行う際における少数株主保護の方策に関する指針 |
| ガバナンスに関する契約・合意 | △ | △ |
| 「支配株主等に関する事項」の定期開示 | — | ・ 企業グループにおける位置付けその他の関係(事業上の制約、リスク・メリット、経営・事業活動への影響等) ・ 支配株主との取引状況 ・ 上記指針に定める方策の履行状況 など |

今回の議論

※ ○は開示を必須としている事項、△は開示を要請している事項を指す

| | 上場親会社／上場子会社 | 一定の議決権を保有する上場会社 ／保有される上場会社 |
|----------|--|---|
| 現在の開示枠組み | <ul style="list-style-type: none"> 主としてC G報告書において、株主の投資判断上重要となる事項をそれぞれ開示 上場親会社⇒自社株主 上場子会社⇒自社少数株主 | <ul style="list-style-type: none"> C G報告書における開示対象外 |
| 開示の現状 | <ul style="list-style-type: none"> 一部の会社では適確な開示 大多数の会社は開示は不十分 | |
| 対応の方向性 | <ul style="list-style-type: none"> まずは、C G報告書において充実した開示がなされるよう、以下の方策を通じて実効性を高めていくことが考えられる <ul style="list-style-type: none"> 各開示事項における記載のポイントの整理（期待される内容が認識されることが目的） 上場親会社に対し、上場子会社の情報開示に協力することを要請 | <ul style="list-style-type: none"> まずは、要請ベースで、その他の関係会社／関連会社の関係にある場合（20%保有又は15%保有＋実質的影響力ありの場合）まで、開示の範囲を拡張することが考えられる |

■ 本日の研究会後、本日のご議論を反映した上で、速やかに、**C G報告書記載要領の改訂と開示例の公表**

⇒ 以降も、**開示の促進・定着のため、継続的な開示状況のフォローアップと開示例の更新**を実施

※ 上場子会社による情報開示に対して上場親会社が協力する責務など、少数株主保護に関する上場会社の責務の在り方については、今後も引き続いて検討

※ ガバナンスに関連する契約の開示については、有価証券報告書における「重要な契約」の開示に関し、企業内容等開示府令の改正が並行して検討されており、その改正内容を踏まえて検討していく想定

支配株主を有する会社に関する情報開示（総論）

- 親子上場が利益相反を生む可能性があることから、通常の開示よりも積極的な情報開示が必要になってくる
- 現在上場親会社がしている情報開示は、子会社の株主に向けてではなく、自分の会社の投資家・株主に向けてしているもの。子会社の一般株主に向けての情報開示を上場親会社に直接求めるとすると、理屈が必要であり、上場親会社が子会社の一般株主向けに情報開示している部分と自分の株主に情報開示している部分が分かるようにする必要がある
- 開示すべき内容は、子会社の少数株主にとって重要な事項とは何か、親会社の株主にとって重要な事項とは何かという観点からある程度は決まってくる問題
- （特に、親子会社間の契約に関して）上場子会社の経営は企業グループの方針に拘束されるとしても、上場子会社が自分に投資してくれている一般投資家のために開示をすることについて親会社が協力しなければいけないということを、東京証券取引所の自主規制として明示することが考えられる

ガバナンスに関する契約の開示

- ガバナンスについての契約の問題は、従来開示されているグループ経営の考え方や方針とはまた別の類型の開示事項として考えていく必要
- 非財務情報なので、まずは法定の制度である有価証券報告書での情報開示が進めば、当然それを前提に考える。開示時期を定時総会後に速やかにアンドン随時とするのか、年1回とするのか、考え方を整理する必要がある
- 東証の自主規制の場合は、上場会社とその株主の間の契約の守秘義務をどう解除できるのかについて、法令との性格の違いがある。その意味で、今回取引所がやろうとしていることが法令でやることとどういう関係に立つのかについて、根本的に整理が必要

- 支配的な株主との間でも、合意があればその内容、無ければその旨を開示させるだけであれば、支配的な株主の影響力の高低は問題にならない。**合意の有無の調査に大きなコストはかからないと考えるので、合意に関する情報開示の対象は全ての株主に拡大しても構わない。**もっとも、そうではない場合は、例えば20%で切るというのも、ひとつの考え方
- 保有比率の多寡にかかわらず契約が広範に存在しており、20%未満でも40%以上の会社と数字的に変わらないという実態も分かっている。**金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループの議論では、有報で開示をするときに保有の多寡は関係ないため、東証での開示において保有の多寡を気にすると、かえってスコープが狭まってしまう**
- (契約に関して) 子会社の一般株主との間で著しい利益相反が生じるときに、**親会社が意思決定したグループ経営の方向性が子会社又は子会社の一般株主の反発・抵抗にあつて意思決定を完遂できない可能性が出てくることは、支配株主側もリスクとして自社の株主に対してきちんと開示すべき**
- 重要な契約の開示に関しては、**要請ではなく必須**に持っていくべき
- 東証調査の①から⑨までの項目はいずれも重要な項目。項目ごとに親会社あるいは株主との間に合意があるのであればその内容を開示し、**合意が無いのであれば無いと開示するのがよい**
- 役員の候補者の指名等のガバナンスに直接関わる問題だけではなく、**そもそもその会社の株を買うかどうかという投資判断に直接的な影響を及ぼしうる場合があるため、株式の保有と売却についての制限も非常に重要**
- 開示の実態において差異が大きいという実態に鑑みると、**契約書それ自体を開示してもらおうというのが一番望ましい**
- 契約全文の開示により会社の利益が害されることも考えられるため、**法定開示の方がもし概要の開示にとどまるのであれば、自主規制の方で全文開示とするのはバランスを欠く**
- 契約に関してきちんと説明すべきなのは、例えば、20%未満の保有で取締役の選任について口出しするとなった場合に、それはどうやって達成するのかということ。**何を最終的に目論んでいるのかということ**は情報として開示すべき

グループ経営に関する考え方・方針等



（現状）

「グループ経営に関する考え方及び方針」の記載が必須

➤ 記載内容について特段の補足なし

| | 上場親会社 | 上場子会社 |
|----------------|-------------------|-------------------------|
| グループ経営の考え方・方針 | グループ経営に関する考え方及び方針 | （親会社の）グループ経営に関する考え方及び方針 |
| グループ内での位置付け・意義 | 上場子会社を有する意義 | |

（今後、記載のポイントとして示す事項）

開示例：参考資料 1-1～1-9

- グループ経営に関する**全体的・総論的な内容**として、**事業ポートフォリオ戦略・グループ管理体制に関する基本的な方針・考え方等**を記載
- 事業ポートフォリオ戦略については、以下の内容を説明
 - **完全子会社・上場子会社・持分法適用会社などの戦略的な使い分け**（例えば、**過渡的なグループ形態としての上場会社の利用**）
 - **グループ内における事業機会・事業分野の調整や配分についての方針・考え方**
- 事業ポートフォリオの検討・見直しについての方針・考え方**（見直しのプロセス、見直しを行う手法・観点、見直しの**実施頻度**）や**実際の実施状況**

※ 開示が困難な内容がある場合（例えば、未確定であったり、会社の経営上支障が生じる場合など）は、その旨と理由をあわせて説明したり、一定程度抽象化した記載とするという対応も想定

【これまでのご議論】

- ①**支配株主・支配的な株主が上場会社をどのように運営する考えや方針であるか**、②**グループ内での事業機会や事業分野の調整・配分の合意・実施**や、それらの調整・配分が行われることとなった際の**少数株主保護の考え方や方針**について情報開示を充実させることが考えられる
- **グループの中の戦略をきっちりと開示すべきであり、特に親会社により強く求められる**
- **グループ企業全体の業務分野の調整や配分については、子会社ではなく、親会社の側で記載するのが適切**
- ルール化はできるだけすべきだが、会社としては決まっていない事項も存在しているため、**「決まっていない」との答え方も容認すべき**
- 会社法にいう「内部統制システム」の概念に該当する事項があまりに詳らかに出てしまうと、**敵対する会社や取引の相手方の会社に内部の情報が筒抜けになってしまう。内部であるということにより、手の内にとって置く利益が認められるべきものもある**

上場親会社における開示（上場子会社を有する意義）

（現状）

グループ経営に関する考え方及び方針を踏まえた「上場子会社を有する意義」の記載が必須

- 上場子会社を複数有する場合は、上場子会社ごとに記載
- グループとしての企業価値の最大化の観点から記載

| | 上場親会社 | 上場子会社 |
|----------------|-------------------|--------------------------|
| グループ経営の考え方・方針 | グループ経営に関する考え方及び方針 | (親会社の) グループ経営に関する考え方及び方針 |
| グループ内での位置付け・意義 | 上場子会社を有する意義 | |

（今後、記載のポイントとして示す事項）

開示例：参考資料 1-2～1-7、1-9、1-10

- グループ経営に関する考え方・方針を踏まえて、**個別の上場子会社を有する意義**を記載
- 子会社を有する合理性（事業上のシナジーなど）だけではなく、**子会社を上場しておくことの合理性**について、以下のような観点から説明
 - **上場の効用**をどのように考えているか
 - **構造的な利益相反リスクへの配慮が必要になることに伴う制約やコストや、子会社の経済的利益の外部流出**をどのように考えているか
 - **上場の効用が制約やコスト等をどう上回る**と考えているか
 - **完全子会社である場合との比較**

※ 個別の上場子会社の保有方針（将来の売却・完全子会社化など）の記載までを求めるものではない

【これまでのご議論】

- 子会社を持つことに関しては比較的多く説明されているが、**なぜ上場が必要なのか**という点に関してはそれほど説明されておらず、ここがかなり大きな論点・問題である
- 親会社側の説明として、子会社を持つことの意味又は上場させている意味の説明がいつも**経済的シナジーの面ばかりの強調**となっている。支配状況下での子会社の少数株主との**構造的な利益相反**についての深い考えがまず出てこない
- **個別の上場子会社の保有方針**については、**市場への影響**を考慮すると、**ファクトでない限り答えられない**

（現状）

「親会社におけるグループ経営に関する考え方及び方針」の記載を要請

➤ 記載内容について特段の補足なし

| | 上場親会社 | 上場子会社 |
|----------------|-------------------|-------------------------|
| グループ経営の考え方・方針 | グループ経営に関する考え方及び方針 | （親会社の）グループ経営に関する考え方及び方針 |
| グループ内での位置付け・意義 | 上場子会社を有する意義 | |

（今後、記載のポイントとして示す事項）

開示例：参考資料 1-11~1-16

- 親会社におけるグループ経営に関する考え方及び方針のうち自社に重要な影響がある事項を記載
 - 親会社のグループ経営戦略における自社の位置付け
 - 事業領域の棲み分けについて、現在の状況や今後の見通し

【これまでのご議論】

- グループ内での事業機会や事業分野の調整・配分の合意・実施や、それらの調整・配分が行われることとなった際の少数株主保護の考え方や方針について、情報開示を充実させることが考えられる
- （親会社によるグループ企業全体の業務分野の調整や配分のうち）子会社に関係する部分については、上場子会社において更に開示することになる

独立性確保や少数株主保護の考え方・施策等



（現状）

「上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策」の記載が必須

- ①上場子会社におけるガバナンス体制の構築及び運用に対する親会社としての関与の方針、②少数株主保護の観点から必要な上場子会社における独立性確保のための方策等を記載

| | 上場親会社 | 上場子会社 |
|------------------------|---------------------------|--|
| 独立性確保や少数株主保護の考え方・施策・方策 | 上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策 | 親会社からの独立性確保に関する考え方及び施策 支配株主との取引等を行う際における少数株主保護の方策に関する指針 |

※ 上場親会社においては上場子会社の独立性確保への配慮が必要となることを前提に、その内容について自社の株主をはじめとする投資者全体に説明を求めているもの



（今後、記載のポイントとして示す事項）

開示例：参考資料 2 - 1 ~ 2 - 5

- 上場子会社におけるガバナンス体制の構築及び運用に対する親会社としての関与の方針として、**上場子会社の独立役員の選解任に関する議決権行使や上場子会社における独立役員の指名プロセスへの関与の有無等についての考え方・方針**を記載
 - 特に、上場子会社に（法定又は任意の）**指名委員会が設置されている場合は、それを踏まえて説明**

【これまでのご議論】

- 上場子会社の指名委員会の使われ方については、問題がある。**指名委員会が設置されているというのは、形式的にはガバナンスに関して配慮されていると見えてしまうが、その実態については相当各会社で差がある。株主総会では親会社や支配株主が多く議決権を支配している中で、指名委員会に期待できる役割は通常会社と大きく異なる**
- 上場子会社に指名委員会が置かれている場合について、**親会社が判断するのか、子会社の独立役員が判断するため親会社は関与しないのか、そのような単純な二択ではない。およそ親会社が関与することは許されないというのは、子会社の少数株主が害されていないかという観点から考えると、過大な制約になってしまう**

上場子会社における開示 (親会社からの独立性確保に関する考え方・施策等／支配株主等との取引を行う場合における少数株主保護の方策に関する指針)



親会社からの独立性確保に関する考え方・施策等

(現状)
 「少数株主保護の観点から必要な当該親会社からの独立性確保に関する考え方・施策等」の記載が必須
 ➤ 記載内容に特段の補足なし

| | 上場親会社 | 上場子会社 |
|------------------------|---------------------------|--|
| 独立性確保や少数株主保護の考え方・施策・方策 | 上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策 | 親会社からの独立性確保に関する考え方及び施策 支配株主との取引等を行う際における少数株主保護の方策に関する指針 |

支配株主等と取引を行う場合における少数株主保護の方策に関する指針

(現状)
 「支配株主等と取引を行う場合における少数株主保護の方策に関する指針」の記載が必須
 ➤ 社内体制構築の方針、社内意思決定手続や外部機関の利用、契約の締結（例えば、取引条件は独立当事者間取引と同様にすることなどを約するもの）等について具体的に記載
 ➤ コードの補充原則4-8③に基づき、支配株主からの独立性を有する独立社外取締役を3分の1以上（プライム市場上場会社においては過半数）選任している場合、又は独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会を設置する場合は、その旨を記載することを要請

(今後、記載のポイントとして示す事項)

開示例：参考資料2-6～2-9

- 特別委員会を設置する場合は、委員の構成、具体的な審議事項・権限・役割、委員会構成の独立性に関する考え方、常設／非常設の別、活動状況（開催頻度、主な検討事項、個々の委員の出席状況等）などについて記載

【これまでのご議論】

- 特別委員会に関しては、実効性確保という観点からは、まずは活動状況の開示というアプローチが考えられる
- 特別委員会については、上場子会社及び少数株主の利益にとって重要な取引とは何かということをご各会社で検討した上で、特別委員会が重要な役割が果たす場面上場子会社のレベルで開示させるというメリハリがついた対応をとることが、少数株主利益の確保につながる
- ガバナンスコード補充原則4-8③に対して特別委員会を設置することで対応している会社は、どういう議論をしているのか、どういう開催状況なのかなど、特別委員会の内容について開示することが必要
- 特別委員会についてはどのような事項についてどのような議論がなされたかについて透明性を確保することが極めて重要

その他の関係会社／関連会社への情報開示の拡張



その他の関係会社／関連会社への情報開示の拡張

- 上場会社が**その他の関係会社／関連会社**の関係にある場合（20%以上保有又は15%以上保有＋実質的影響力ありの場合）**まで**、開示を求める**範囲を拡張**
 - 一般に、グループ経営が行われている範囲であり、議決権行使比率や株主構成、契約の締結等によって相応の影響力が行使されている可能性がある状況
 - 20%以上保有する大株主（会社）が存在する上場会社は、増加傾向
 - ※ なお、東証の上場審査においては、新規上場会社がその他の関係会社を有する場合には潜在的な利益相反の関係にあると考え、独立性確保の状況を審査
- まずは**要請ベース**での開示
- **上場親会社・上場子会社と同様の事項・内容の開示**を前提としつつ、グループ経営の状況や影響力の強さ等の個別の状況を踏まえた記載を要請
 - 記載が不要と考える事項については、代わりにその旨及びその理由を説明
 - ✓ 特に、**相応の影響力が行使される状況にないと会社が考える場合にその旨及びその理由を説明することは、少数株主にとって高い有用性**

| (現状) | 上場関連会社を有する上場会社 | その他の関係会社を有する上場会社 |
|------------------------|----------------|------------------|
| グループ経営の考え方・方針 | — | — |
| グループ内での位置付け・意義 | — | — |
| 独立性確保や少数株主保護の考え方・施策・方策 | — | — |

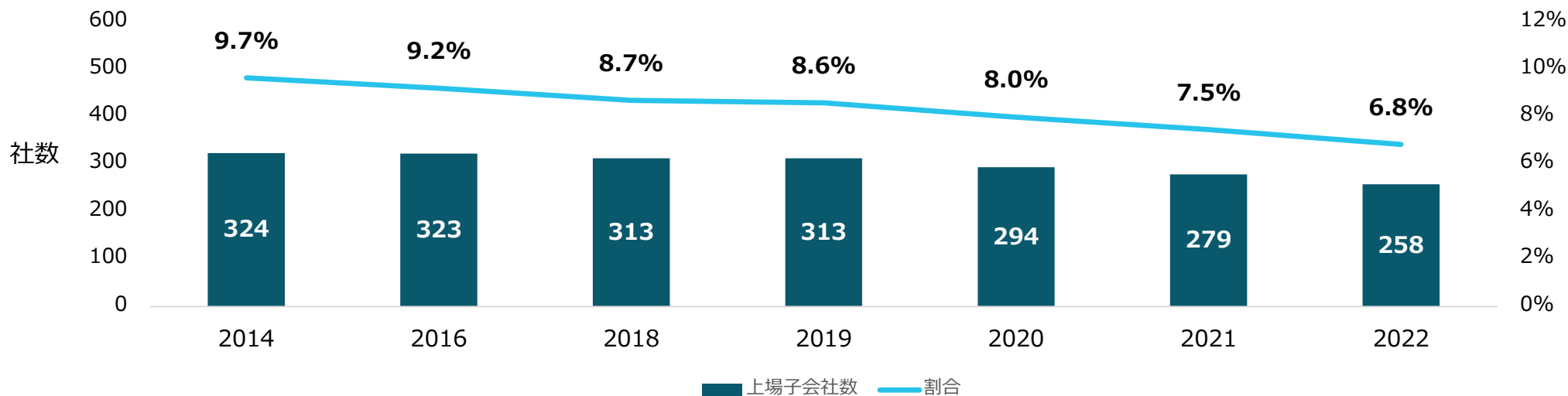


| (今後) | 上場関連会社を有する上場会社 | その他の関係会社を有する上場会社 |
|------------------------|----------------------------|---|
| グループ経営の考え方・方針 | グループ経営に関する考え方及び方針 | (その他の関係会社の)グループ経営に関する考え方及び方針 |
| グループ内での位置付け・意義 | 上場関連会社を有する意義 | |
| 独立性確保や少数株主保護の考え方・施策・方策 | 上場関連会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策 | その他の関係会社からの独立性確保に関する考え方及び施策 その他の関係会社との取引等を行う際における少数株主保護の方策に関する指針 |

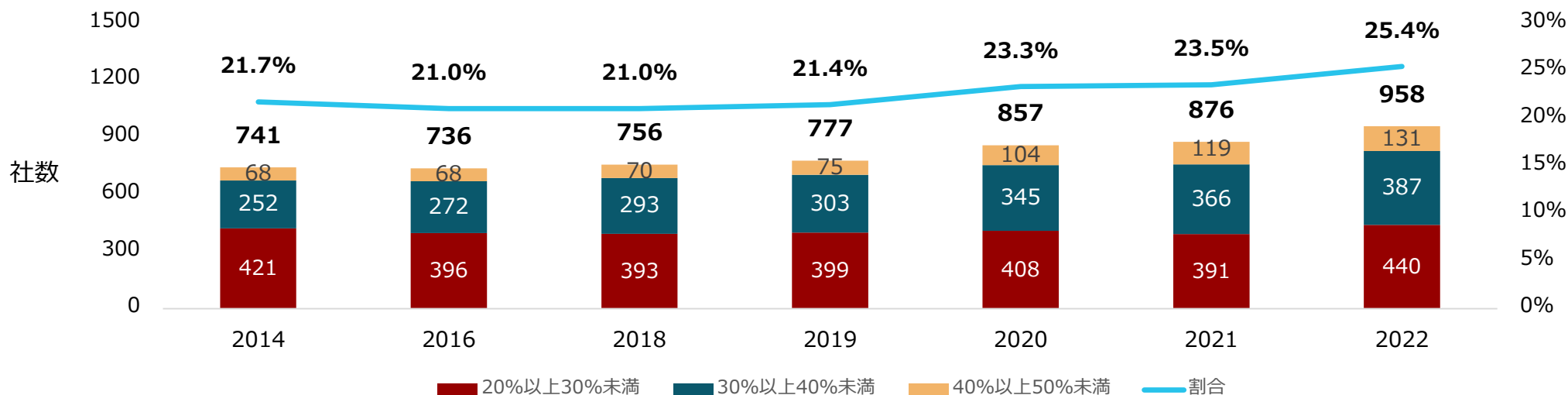
(参考) 上場子会社等の動向

- 上場子会社の割合は緩やかに低下。一方、20%以上保有の大株主（個人株主を除く）を有する上場会社の数・割合は緩やかに増加傾向

<上場子会社数の推移>



<大株主（個人株主を除く）を有する上場会社数の推移>



非上場親会社・個人の支配株主を有する場合の開示



非上場親会社・個人の支配株主を有する会社における開示

- 現在の開示枠組みは上場子会社と共通であり、上場子会社による開示の際のポイント（今回の研究会の議論）はそのまま該当すると考えられる

| | (上場親会社) | | (非上場親会社) | | (個人の支配株主) | |
|------------------------|---------------------------|---|---------------|---|---------------|-----------------------------------|
| | 上場親会社 | 上場子会社 | 非上場親会社 | 非上場の親会社を有する会社 | 個人の支配株主 | 個人の支配株主を有する会社 |
| グループ経営の考え方・方針 | グループ経営に関する考え方及び方針 | (親会社の)グループ経営に関する考え方及び方針 | 上場規則による開示義務なし | (親会社の)グループ経営に関する考え方及び方針* | 上場規則による開示義務なし | — |
| グループ内での位置付け・意義 | 上場子会社を有する意義 | 親会社からの独立性確保に関する考え方及び施策 支配株主等との取引等を行う際における少数株主保護の方策に関する指針 | | 親会社からの独立性確保に関する考え方及び施策 支配株主等との取引等を行う際における少数株主保護の方策に関する指針 | | 支配株主等との取引等を行う際における少数株主保護の方策に関する指針 |
| 独立性確保や少数株主保護の考え方・施策・方策 | 上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策 | | | | | |

共通の開示事項

*ただし、一部、株主の状況に応じて、上場子会社とは異なる対応を想定（例えば、資産管理会社など非上場親会社が**非事業会社**であって**グループ経営を行っていない場合はその旨を説明**することを要請）

※ 上場するその他の関係会社を有する場合（本資料16頁）と同様、**非上場のその他の関係会社や20%以上保有の個人株主を有する場合も、要請ベースでの情報開示の対象とする**

【これまでのご議論】

- **原則は上場親会社を有する場合と同様の開示**となるが、原則どおりいかない点もある
- 非上場親会社や個人支配株主は上場規則の適用対象にはならず、やむを得ないため、**当該支配株主に係る情報も上場会社を通じて開示**してもらうことになる
- 議論が煩雑になるかもしれないが、**非上場親会社や個人に関しては株主の状況が分かれてくるので、丁寧に場合分けをしていく必要がある**

参考：CG報告書記載内容（案）一覽



| 現在のCG報告書記載要領 | CG報告書記載要領改訂後 |
|----------------------------|---|
| <p>■ グループ経営に関する考え方及び方針</p> | <p>■ グループ経営に関する考え方及び方針</p> <ul style="list-style-type: none">※ 開示が困難な内容がある場合（例えば、未確定であったり、会社の経営上支障が生じる場合など）は、その旨と理由をあわせて説明したり、一定程度抽象化した記載とすることが考えられる• グループ経営に関する全体的・総論的な内容として、事業ポートフォリオ戦略・グループ管理体制に関する基本的な方針・考え方等を記載• 事業ポートフォリオ戦略については、以下の内容を説明<ul style="list-style-type: none">➢ 完全子会社・上場子会社・持分法適用会社などの戦略的な使い分け（例えば、過渡的なグループ形態としての上場会社の利用）➢ グループ内における事業機会・事業分野の調整や配分についての方針・考え方• 事業ポートフォリオの検討・見直しについての方針・考え方（見直しのプロセス、見直しを行う手法・観点、見直しの実施頻度）や実際の実施状況 |

1. 上場親会社における開示事項

| 現在のCG報告書記載要領 | CG報告書記載要領改訂後 |
|--|---|
| <p>■ グループ経営に関する考え方及び方針を踏まえた上場子会社を有する意義</p> <p>※ 上場子会社を複数有する場合は、上場子会社ごとに記載</p> <p>※ グループとしての企業価値の最大化の観点から記載</p> | <p>■ グループ経営に関する考え方及び方針を踏まえた上場子会社を有する意義</p> <p>※ 上場子会社を複数有する場合は、上場子会社ごとに記載</p> <p>※ グループとしての企業価値の最大化の観点から記載</p> <ul style="list-style-type: none"> • グループ経営に関する考え方・方針を踏まえて、個別の上場子会社を有する意義を記載 • 子会社を有する合理性（事業上のシナジーなど）だけでなく、子会社を上場しておくことの合理性について、以下のような観点から説明 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 上場の効用をどのように考えているか ➢ 構造的な利益相反リスクへの配慮が必要になることに伴う制約やコストや、子会社の経済的利益の外部流出をどのように考えているか ➢ 上場の効用が制約やコスト等をどう上回ると考えているか ➢ 完全子会社である場合との比較 |
| <p>■ 上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策</p> <ul style="list-style-type: none"> • ①上場子会社におけるガバナンス体制の構築及び運用に対する親会社としての関与の方針、②少数株主保護の観点から必要な上場子会社における独立性確保のための方策等を記載 | <p>■ 上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策</p> <ul style="list-style-type: none"> • ①上場子会社におけるガバナンス体制の構築及び運用に対する親会社としての関与の方針、②少数株主保護の観点から必要な上場子会社における独立性確保のための方策等を記載 • 上場子会社におけるガバナンス体制の構築及び運用に対する親会社としての関与の方針として、上場子会社の独立役員の選解任に関する議決権行使や上場子会社における独立役員の指名プロセスへの関与の有無等についての考え方・方針を記載 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 特に、上場子会社に（法定又は任意の）指名委員会が設置されている場合は、それを踏まえて説明 |

2. 上場子会社・支配株主を有する会社における開示事項

| 現在のCG報告書記載要領 | CG報告書記載要領改訂後 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">■ 親会社におけるグループ経営に関する考え方及び方針 (記載が望まれる事項) | <ul style="list-style-type: none">■ 親会社におけるグループ経営に関する考え方及び方針 (記載が望まれる事項)<ul style="list-style-type: none">・ 親会社におけるグループ経営に関する考え方及び方針のうち自社に重要な影響がある事項を記載<ul style="list-style-type: none">➢ 親会社のグループ経営戦略における自社の位置付け➢ 事業領域の棲み分けについて、現在の状況や今後の見通し |
| <ul style="list-style-type: none">■ 少数株主保護の観点から必要な当該親会社からの独立性確保に関する考え方・施策等 | <ul style="list-style-type: none">■ 上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策<ul style="list-style-type: none">・ 特別委員会を設置する場合は、委員の構成、具体的な審議事項・権限・役割、委員会構成の独立性に関する考え方、常設／非常設の別、活動状況（開催頻度、主な検討事項、個々の委員の出席状況等）などについて記載 |

2. 上場子会社・支配株主を有する会社における開示事項

| 現在のCG報告書記載要領 | CG報告書記載要領改訂後 |
|--|---|
| <p>■ 支配株主等と取引を行う場合における少数株主保護の方策に関する指針</p> <ul style="list-style-type: none"> 社内体制構築の方針、社内意思決定手続や外部機関の利用、契約の締結（例えば、取引条件は独立当事者間取引と同様にすることなどを約するもの）等について具体的に記載 <p>※ 指針において対象とする支配株主との取引等の水準については、基本的には支配株主との取引等の全てを念頭に置くことが望まれるが、各社の規模や体制によってはその影響度合いが異なることも想定されるため、少数株主に一定程度影響を及ぼしうる規模の支配株主との取引等に限定する趣旨から、各社にとって適切と判断する具体的な取引の水準を指針に反映。この場合には、当該水準を適切と判断した理由も併せて記載。</p> <p>※ コードの補充原則4-8③に基づき、支配株主からの独立性を有する独立社外取締役を3分の1以上（プライム市場上場会社においては過半数）選任している場合、又は独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会を設置する場合は、その旨を記載</p> | <p>■ 支配株主等と取引を行う場合における少数株主保護の方策に関する指針</p> <ul style="list-style-type: none"> 社内体制構築の方針、社内意思決定手続や外部機関の利用、契約の締結（例えば、取引条件は独立当事者間取引と同様にすることなどを約するもの）等について具体的に記載 <p>※ 指針において対象とする支配株主との取引等の水準については、基本的には支配株主との取引等の全てを念頭に置くことが望まれるが、各社の規模や体制によってはその影響度合いが異なることも想定されるため、少数株主に一定程度影響を及ぼしうる規模の支配株主との取引等に限定する趣旨から、各社にとって適切と判断する具体的な取引の水準を指針に反映。この場合には、当該水準を適切と判断した理由も併せて記載。</p> <p>※ コードの補充原則4-8③に基づき、支配株主からの独立性を有する独立社外取締役を3分の1以上（プライム市場上場会社においては過半数）選任している場合、又は独立社外取締役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会を設置する場合は、その旨を記載</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 特別委員会を設置する場合は、委員の構成、具体的な審議事項・権限・役割、委員会構成の独立性に関する考え方、常設／非常設の別、活動状況（開催頻度、主な検討事項、個々の委員の出席状況等）などについて記載 |